

所有者不明土地の利用促進を求める意見書

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかになった。また、一般財団法人国土計画協会の所有者不明土地問題研究会によると、2040年には、北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると推計されている。

現行の対応策としては、土地収用法における不明裁決制度があり、調査しても所有者が判明しない場合、調査内容を記載した書類を添付することにより収用裁決を申請できるものの、探索などの手続きに多大な時間と労力を要している。

また、民法上の不在者財産管理制度は、地方自治体の申立てが可能となる要件が不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任することが必要であることから、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力を要することになる。

よって、国においては、所有者不明土地の増加が、公共用地の取得等において困難を生じさせている状況を踏まえ、所有者探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任の在り方など、土地所有権の在り方の見直しを行うこと。
- 3 所有者探索範囲や有益な所有者情報へのアクセスなどについて検討し、所有者探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない公共的事業における所有者不明土地の利用についても検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
法 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 吉田 栄光